についてお知らせします

260 人の職員が町民のみなさんの生活にかかわるさまざまな分野で働いています。
況の公表に関する条例」に基づき、お知らせします。

◎問い合わせ　総務課　内線 210･211

人件費削減への取り組み

● 給与の減額

町では、財政の健全化のため、歳出削減に努めています。その一環として職員給与・手当の見直しを行い、人件費の削減を図っています。

なお、最近の大きな削減として、

① 平成 18 年度　地域手当の支給率８～ 10%を一律３%へ大幅引下げ
② 平成 21 年度　期末・勤勉手当の年間支給率を 4.5 月分から 4.15 月分に引下げ
③ 平成 22 年度　期末・勤勉手当の年間支給率を 4.15 月分から 3.95 月分に引下げ　**を行いました。**

● 職員数の削減

町では、平成 17 年８月に策定した「第２次大磯町定員適正化計画」に基づき、平成 17 年４月１日現在の職員数 289 人を平成 22 年４月１日には 260 人（※）にまで削減しました。今後も引き続き、簡素で効率的な行政の実現に取り組みます。

（※職員数 260 人は、長期休職者（1 人）を除いた人数です。）

職員数の推移（各年４月１日現在）

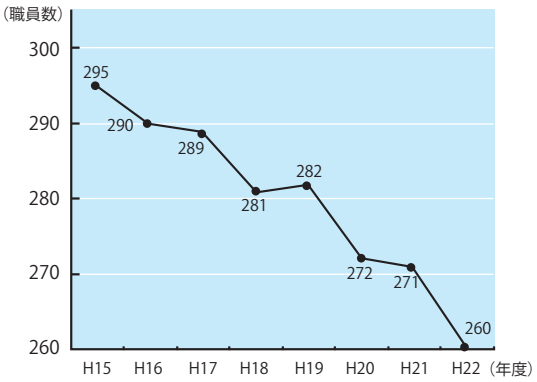

人件費状況 (平成 21 年度一般会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B）／（A）
33,513 人	9,558,813 千円	198,468 千円	2,222,910 千円	23.2%

※人件費には町長、副町長、議員等の特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

給与費の状況 (平成 22 年度一般会計予算)

職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 B／A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
261 人	955,052 千円	223,993 千円	370,460 千円	1,549,505 千円	5,937 千円

※給与費は当初予算に計上された額であり、特別職は含みません。

ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

年度別ラスパイレス指数の推移

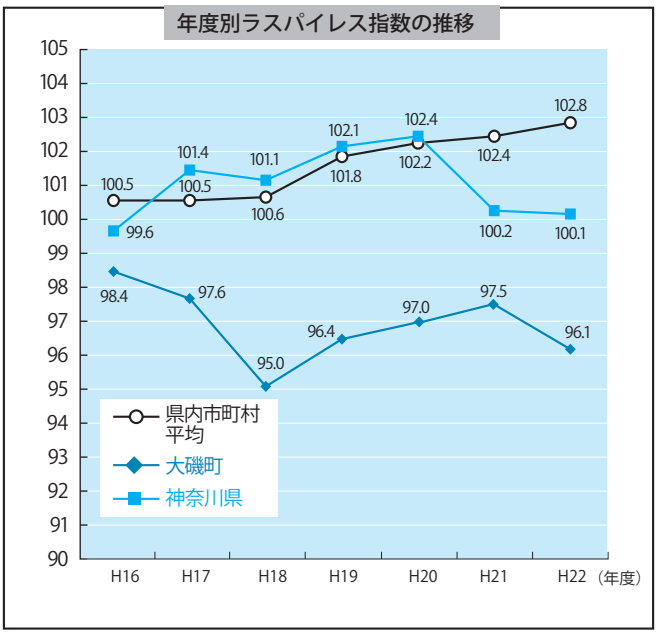

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

勤務時間等及び年次有給休暇の取得状況

（1）勤務時間

職員の勤務時間は、原則として午前８時 30 分から午後５時 15 分の１日７時間 45 分、週 38 時間 45 分です。

（2）年次有給休暇の平均取得状況

平成21年（1月1日～12月31日）	平成20年（1月1日～12月31日）
4.3日	5.1日

※職員の年次有給休暇の付与日数は20日です。

特別職等の給与･報酬の状況

	月額（平成22年4月1日現在）		期末手当年間支給率 支給実績 平成 22 年度
町長	給料	767,000 円	3.85 月分
副町長		623,000 円	
教育長		575,000 円	
議長	報酬	423,000 円	4.40 月分
副議長		344,000 円	
議員		315,000 円	

町職員の給与等の状況

大磯町では、事務職員、保健師、保育士、栄養士、幼稚園教諭、消防士など
こうした町の職員の給与や勤務状況などの概要を「大磯町人事行政の運営等の状

給与のしくみ

● 職員給与のしくみ

町職員に支給される給与は、毎月支給される給料・各種手当と、退職時に支給される退職手当などから成り立っています。これは地方自治法および地方公務員法の規定に基づき、町議会の審議を経て定められた条例に基づいて支給しています。

● 給与の決定のしくみ

町職員の給与も、民間と同様に給与改定が行われます。平成 18 年４月には、平均 4.8%、最大 7%の給料月額の減額を行っています。この給与改定については、生計費および国や他自治体の職員給与、民間企業従業員の給与などを考慮し、その均衡を図るため、人事院が行う給与改定勧告（国家公務員に行う給与勧告）に準じて決定されています。

＜一般行政職＞
税務職員、保健師、保育士、栄養士、消防職員、技能労務職員、教育公務員以外の事務職員です。

＜技能労務職＞
給食調理、環境整備、自動車運転、道路作業などに従事する職員です。

＜一般会計＞
地方公共団体の基本となる会計であり、特定事業（国民健康保険、老人保健、介護保険、下水道、後期高齢者医療）に関連する特別会計で管理すべき経費は、含まれておりません。

一般行政職の初任給（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区　分	大　磯　町		国	
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
大　学　卒	175,600円	188,800円	172,200円	184,200円
高　校　卒	147,200円	157,200円	140,100円	148,500円

職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区　分		大　磯　町		国	
		平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
平成21年4月1日現在	一般行政職	327,700円	42.9歳	325,521円	41.5歳
	技能労務職	285,400円	54.1歳	285,548円	49.2歳
平成22年4月1日現在	一般行政職	329,100円	43.2歳	325,579円	41.9歳
	技能労務職	284,000円	54.4歳	284,514円	49.3歳

一般行政職の経験年数別、学歴別平均給料月額

区　分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
平成22年4月1日現在	大学卒	該当なし	312,800円	356,900円
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし

給与の種類とその内容（平成 22 年 4 月 1 日現在）

毎月支給されるもの	給　料	職務、職責に応じた給料表に定める額		
	地域手当	物価や生計費を考慮して支給する手当 地域手当＝(給料＋扶養手当＋管理職手当）× 支給率		
		支　給　率		3%
	扶養手当	扶養家族の構成に応じて支給する手当		
		配　偶　者		13,600円
		配偶者以外の扶養親族のうち２人まで		6,500円
		配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人		11,000円
		そ の 他 の 扶 養 親 族		5,500円
	住居手当	借家などの居住者に支給する手当（27,000円限度）		
	通勤手当	交通機関利用	６か月定期相当分を年２回支給	
		交通用具利用	片道２ Km 以上の距離に応じ毎月支給（20,900円限度）	
	管理職手当	管理職の職責（副主幹級以上）に応じた手当 管理職手当＝給料 × 支給率		
		支　給　率	階級	課　長　級　14%～16% 副 主 幹 級　12%
勤務実績支給	時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給する手当		
	特殊勤務手当	災害救急作業等に従事する消防職員のみに支給する手当		
		火災その他の災害に出動		200円/回
		救急事故に出動し、被救助者の救出、救助		200円/回
		救急事故に出動中、救急救命士法に基づく処置		510円/回
	そ の 他	夜間勤務手当、休日勤務手当など		
その他	期末勤勉手当	民間企業の賞与に相当する手当		
			平成21年度支給月数	
			6月期	12月期	合計
		期末手当	1.25月	1.50月	2.75月
		勤勉手当	0.70月	0.70月	1.40月
		合計	1.95月	2.20月	4.15月

退職手当の支給割合（平成 22 年 4 月 1 日現在）

	大　磯　町		国	
	自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
勤　続　２０　年	23.50月	30.55月	23.50月	30.55月
勤　続　２５　年	33.50月	41.34月	33.50月	41.34月
勤　続　３０　年	41.50月	50.70月	41.50月	50.70月
勤　続　３５　年	47.50月	59.28月	47.50月	59.28月
最　高　限　度	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月

※支給は、本町が加入する神奈川県市町村職員退職手当組合によるものです。